

(議案第 132 号)

4. 令和 6 年度市営城浜住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 6 年度市営城浜住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 6 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 6 年度市営城浜住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があることに加え、建設材料の納期遅延に伴い、工期を建設工事請負契約書第 23 条の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 6 年 12 月 19 日
変更(1 回目)	令和 7 年 6 月 18 日
変更価額	変更価額 1,613,829,800 円 (146,711,800 円) 元議決額 1,575,839,100 円 (143,258,100 円) 増額 37,990,700 円 ( 3,453,700 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 議決の翌日から 739 日間 (令和 6 年 12 月 20 日から令和 8 年 12 月 28 日まで) 元 議 決 議決の翌日から 610 日間 (令和 6 年 12 月 20 日から令和 8 年 8 月 21 日まで)
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 西中洲樋口・法城建設工事共同企業体  代表者・福岡市中央区西中洲 12 番 13 号 株式会社 西中洲樋口建設 ・福岡市南区長丘五丁目 4 番 1 号 法城建設 株式会社  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 10 階 110 戸建 1 棟 延面積 6,424.98 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市東区城浜団地  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 133 号)

5. 令和 6 年度市営壱岐住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 6 年度市営壱岐住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 6 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 6 年度市営壱岐住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があることに加え、建設材料の納期遅延に伴い、工期を建設工事請負契約書第 23 条の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 6 年 12 月 19 日
変更(1 回目)	令和 7 年 6 月 18 日
変更価額	変更価額 1,158,720,200 円 (105,338,200 円) 元議決額 1,125,031,600 円 (102,275,600 円) 増額 33,688,600 円 ( 3,062,600 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 議決の翌日から 739 日間 (令和 6 年 12 月 20 日から令和 8 年 12 月 28 日まで) 元 議 決 議決の翌日から 610 日間 (令和 6 年 12 月 20 日から令和 8 年 8 月 21 日まで)
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 オークス・東部建設工事共同企業体  代表者・福岡市博多区山王二丁目 1 番 16 号 株式会社 オークス建設 ・福岡市東区原田一丁目 1 番 21 号 株式会社 東部産業  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 9 階 81 戸建 1 棟 延面積 4,592.15 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市西区壱岐団地  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 134 号)

6. 令和 6 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 6 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 6 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 2 月 20 日
変更(1 回目)	令和 7 年 6 月 18 日
変更価額	変更価額 1,555,313,100 円 (141,392,100 円) 元議決額 1,516,673,400 円 (137,879,400 円) 増額 38,639,700 円 ( 3,512,700 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 博栄・占部建設工事共同企業体 代表者・福岡市博多区比恵町 2 番 1-203 号 株式会社 博栄建設 ・福岡市博多区石城町 12 番 5 号 占部建設 株式会社  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 11 階 109 戸建 1 棟 延面積 6,273.11 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市南区弥永団地  ○工 期 議決の翌日から 640 日間 (令和 7 年 2 月 21 日から令和 8 年 11 月 22 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 135 号)

7. 令和 6 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 6 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 6 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたことに加え、建設材料の納期遅延に伴い、工期を建設工事請負契約書第 23 条の規定により変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 2 月 20 日
変更(1 回目)	令和 7 年 6 月 18 日
変更価額	変更価額 843,341,400 円 (76,667,400 円) 元議決額 801,963,800 円 (72,905,800 円) 増額 41,377,600 円 ( 3,761,600 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 議決の翌日から 676 日間 (令和 7 年 2 月 21 日から令和 8 年 12 月 28 日まで) 元 議 決 議決の翌日から 510 日間 (令和 7 年 2 月 21 日から令和 8 年 7 月 15 日まで)
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 福岡市南区向新町二丁目 5 番 16 号 照栄建設 株式会社  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 8 階 55 戸建 1 棟 延面積 3,203.07 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市南区弥永団地  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 136 号)

8. 令和 7 年度市営米田南住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営米田南住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 6 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営米田南住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 6 月 18 日
変更価額	変更価額 919,977,300 円 (83,634,300 円) 元議決額 905,528,800 円 (82,320,800 円) 増額 14,448,500 円 ( 1,313,500 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 占部・藤特定建設工事共同企業体  代表者・福岡市博多区石城町 12 番 5 号 占部建設 株式会社 ・福岡市南区井尻五丁目 8 番 5 号 株式会社 藤建設  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 10 階 50 戸建 1 棟 延面積 3,373.45 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市東区馬出 6 丁目  ○工 期 議決の翌日から 640 日間 (令和 7 年 6 月 19 日から令和 9 年 3 月 20 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 137 号)

9. 令和 7 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 9 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営弥永住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 9 月 11 日
変更価額	変更価額 697,616,700 円 (63,419,700 円) 元議決額 686,258,100 円 (62,387,100 円) 増額 11,358,600 円 (1,032,600 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 福岡市南区長丘五丁目4番1号 法城建設 株式会社  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 7 階 42 戸建 1 棟 延面積 2,448.49 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市南区弥永団地  ○工 期 議決の翌日から 490 日間 (令和 7 年 9 月 12 日から令和 9 年 1 月 14 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 138 号)

10. 令和 7 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 9 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営弥永住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 9 月 11 日
変更価額	変更価額 578,550,500 円 (52,595,500 円) 元議決額 569,278,600 円 (51,752,600 円) 増額 9,271,900 円 ( 842,900 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 福岡市中央区大手門二丁目 1 番 10 号 西鉄建設 株式会社  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 7 階 35 戸建 1 棟 延面積 2,016.20 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市南区弥永団地  ○工 期 議決の翌日から 480 日間 (令和 7 年 9 月 12 日から令和 9 年 1 月 4 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 139 号)

11. 令和 7 年度市営城浜住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営城浜住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営城浜住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 12 月 19 日
変更価額	変更価額 2,421,864,500 円 (220,169,500 円) 元議決額 2,379,300,000 円 (216,300,000 円) 増額 42,564,500 円 ( 3,869,500 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 西中洲樋口・博栄・東部建設工事共同企業体  代表者・福岡市中央区西中洲 12 番 13 号 株式会社 西中洲樋口建設 ・福岡市博多区比恵町 2 番 1-203 号 株式会社 博栄建設 ・福岡市東区原田一丁目 1 番 21 号 株式会社 東部産業  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 11 階 176 戸建 1 棟 延面積 9,819.58 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市東区城浜団地  ○工 期 議決の翌日から 750 日間 (令和 7 年 12 月 20 日から令和 10 年 1 月 8 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 140 号)

12. 令和 7 年度市営弥永住宅 (その 3 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営弥永住宅 (その 3 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 7 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営弥永住宅 (その 3 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 7 年 12 月 19 日
変更価額	変更価額 899,959,500 円 (81,814,500 円) 元議決額 883,300,000 円 (80,300,000 円) 増額 16,659,500 円 (1,514,500 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 福岡市博多区博多駅南五丁目 10 番 13 号 株式会社 旭工務店  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 8 階 64 戸建 1 棟 延面積 3,710.17 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市南区弥永団地  ○工 期 議決の翌日から 560 日間 (令和 7 年 12 月 20 日から令和 9 年 7 月 2 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 141 号)

13. 令和 7 年度市営名柄住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 7 年度市営名柄住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 8 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 7 年度市営名柄住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 8 年 2 月 20 日
変更価額	変更価額 1,130,613,000 円 (102,783,000 円) 元議決額 1,107,150,000 円 (100,650,000 円) 増額 23,463,000 円 ( 2,133,000 円) ※ ( ) 内は、取引に係る消費税及び地方消費税の額
<b>【参考：契約概要】</b> ○契約の相手 オークス・岩堀建設工事共同企業体  代表者・福岡市博多区山王二丁目 1 番 16 号 株式会社 オークス建設 ・福岡市南区若久二丁目 33 番 18 号 株式会社 岩堀工務店  ○工事概要 鉄筋コンクリート造 9 階 80 戸建 1 棟 延面積 4,530.75 m <sup>2</sup>  ○工 事 地 福岡市西区姪の浜二丁目  ○工 期 議決の翌日から 590 日間 (令和 8 年 2 月 21 日から令和 9 年 10 月 3 日まで)  ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

# 住宅位置図



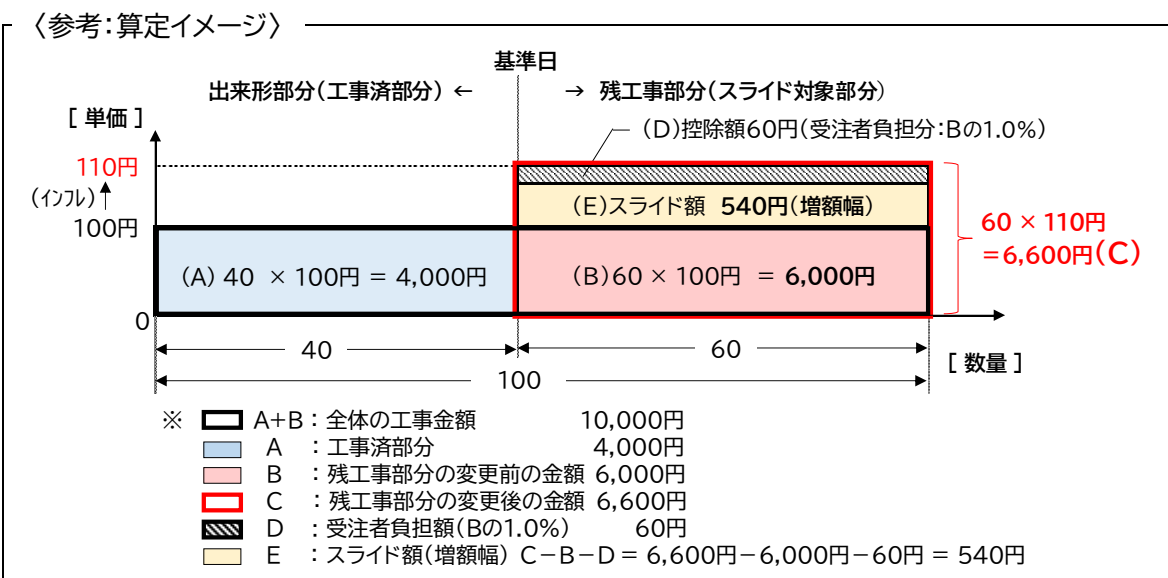
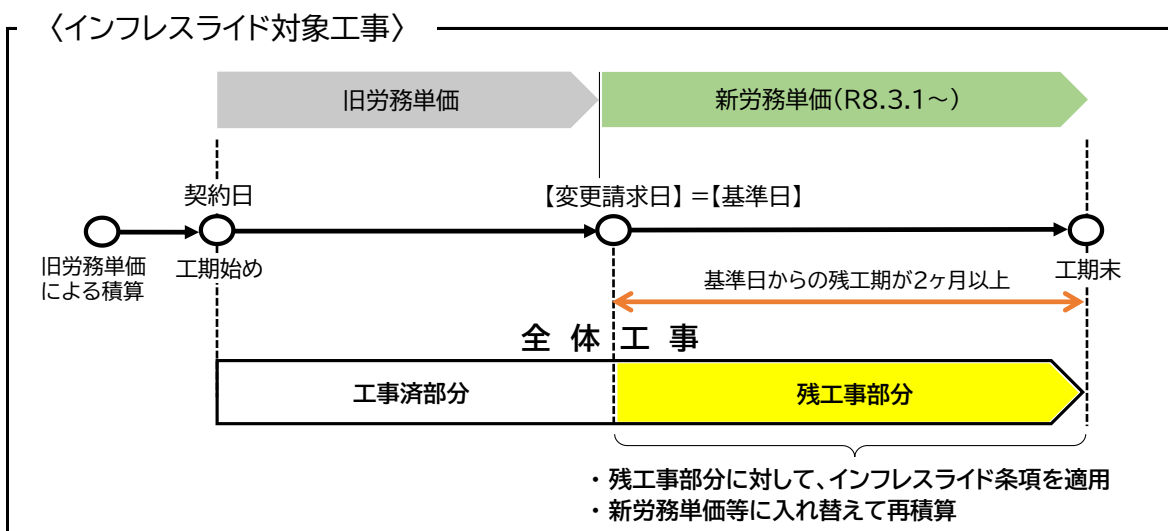
## ■インフレスライド条項について(建設工事請負契約書第 25 条第6項)

○予期することができない特別の事情により、工期内に労務費や工事材料費等の価格が急激に変動し、請負代金額が不相当となった場合に、残工事分の請負代金額を変更できる規定。

○今回、国からの通知(令和 8 年2月 18 日付)を受け、福岡市においても、インフレスライド条項の適用が決定され、財政局より関係部局に通知された。  
(令和 8 年 2 月 27 日付)

○インフレスライドの対象工事は、令和 8 年2月28日以前に契約がなされた工事で、受注者による変更請求日(=基準日)からの残工期が2ヶ月以上あるもの。また、スライド額は、基準日以降における残工事部分の旧単価を、新労務単価等に入れ替えて再積算し、その金額から受注者の負担割合分※(変更前の残工事金額の 100 分の 1)を控除した金額となる。

※国のマニュアルにおいて、工事請負契約書第 29 条「不可抗力による損害」に準拠するものとして定められた値。



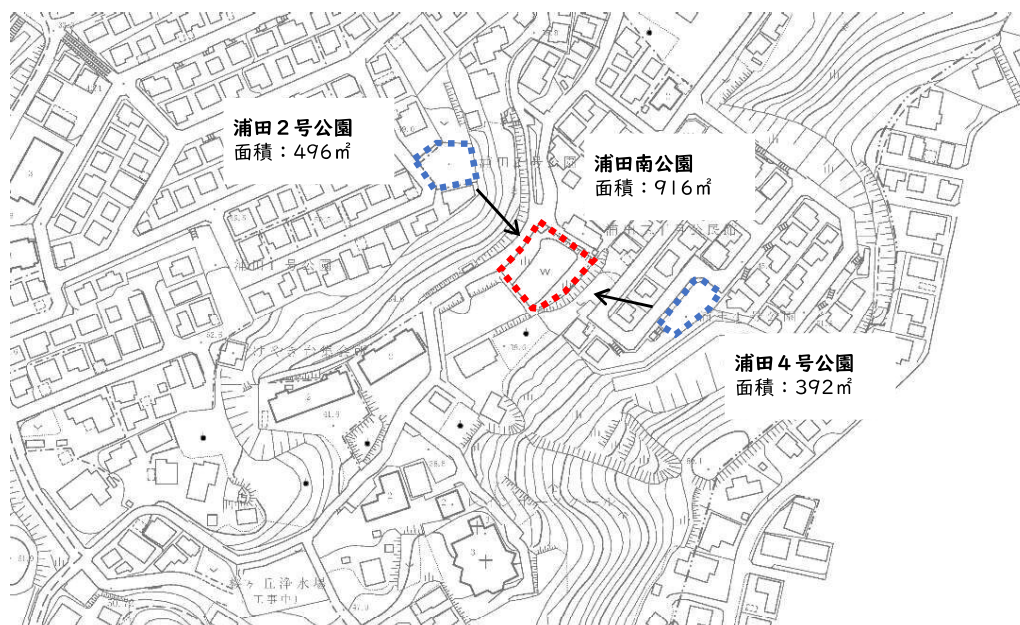
## 1. 廃止の理由

地域より提出された「利用の少ない浦田2号公園・浦田4号公園の廃止及び、地域コミュニティ及び防災活動の拠点としての、笹々良ヶ浦池跡地への公園整備」についての要望を受け、市では、これらの公園を整理統合することとし、笹々良ヶ浦池跡地を浦田南公園として整備を進めてきたところである。

今回、浦田南公園の整備が完了し供用を開始したため、浦田2号公園及び浦田4号公園の区域を廃止することについて、福岡市公園条例第3条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

## 2. 公園の概要

名称	浦田南公園（新設）	浦田2号公園（廃止）	浦田4号公園（廃止）
位置	博多区浦田二丁目 194番の一部	博多区浦田二丁目 243番42	博多区浦田二丁目 196番31
設置	令和8年2月9日	平成6年3月31日	平成10年3月30日
面積	916㎡	496㎡	392㎡
公告	令和8年2月告示済み	今回	



## 3. 今後のスケジュール

- 令和8年6月 : 公園区域の廃止議案提出
- 令和8年7月 : 公園区域の廃止の告示
- 令和8年9月～ : 更地化工事



## 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第 150 号)

### 1 理由

本件は、都市公園の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市中央区小笹一丁目 15 番 24 号 社会福祉法人 美澄会	819,225 円

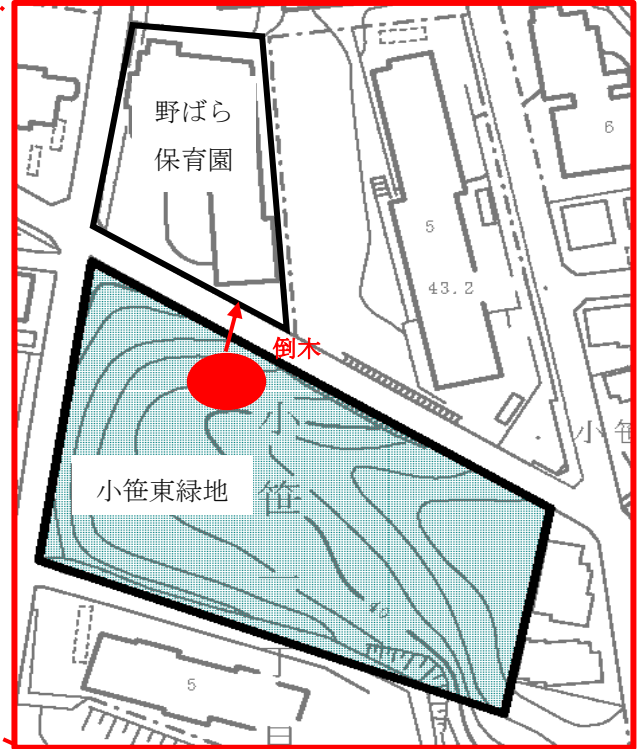
### 3 事件の概要

本件は、令和 7 年 9 月 11 日午前 1 時 50 分頃、福岡市中央区小笹一丁目地内の小笹東緑地内において、根本が腐朽していた樹木が倒れ、同緑地の前面道路を挟んで隣接する相手方社会福祉法人美澄会所有の施設に接触し、当該施設の外壁等を損傷し損害が生じたものである。

【 位置図 】



【 拡大図 】



【 事故現場写真 】



【 施設の損傷状況 】

